

## 小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて

平成 27 年 11 月 26 日  
神奈川県県土整備局建築住宅部建築指導課

「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」（平成 27 年 2 月 27 日国住指第 4544 号）における「小規模な倉庫」の「小規模」とは、「奥行が 1 m 以下かつ高さが 2.3m 以下で、床面積が 2 m<sup>2</sup>以内」と取り扱う。

### （解説）

上記は、技術的助言の趣旨を踏まえ、内部に人が立ち入らずに外部から荷物の出し入れを行うことができる規模に鑑み、「小規模」の数値を示したものである。

### 施行日

この取扱いは、平成 27 年 11 月 26 日から施行する。